

## 政令第八号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二十条及び第六十条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十四条の十並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十一条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表以外の部分中「」であって」を「次項において同じ。」であって」に改め、「移行農林

共済年金」の下に「(第八十三条の二において「移行農林共済年金」という。)」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旧国共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧地共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧私学共済法による退職年金若しくは減額退職年金又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金(以下「移行農林年金」という。)のうち退職年金若しくは減額退職年金(以下この項及び第八十三条第三項において「退職年金等」という。)の受給権を有する者であつて、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合には、退職年金等を同条第一項ただし書に規定する他の年金たる給付とみなす。

第四十条第一項第九号中「(平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。)」を削る。

第六十四条第一項第四号イ中「二級」の下に「(受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことに

より平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）  
」を加え、同項第五号イ中「二級」の下に「（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年地共済経過措置政令第十四条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）」を加え、同項第六号イ中「二級」の下に「（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）」を加える。

第八十三条に次の一項を加える。

- 3 退職年金等の受給権を有する者であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、改正後厚生年金令第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金

保険法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合には、退職年金等を同条第一項第一号に規定する他の年金たる給付とみなす。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（旧国共済法による年金である給付等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第八十三条の二 旧国共済法による年金である給付、旧地共済法による年金である給付若しくは旧私学共済法による年金である給付（退職を支給事由とするものを除く。）又は移行農林共済年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金若しくは移行農林年金のうち障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「旧法年金等」という。）の受給権を有する者であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、改正後厚生年金保険法第四十四条の三（改正後厚年令第三条の三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八の規定及び第七十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合並びに前条第一項の規定によりみなして適用する場合及び同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用す

る場合においては、旧法年金等を改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項に規定する他の年金たる給付とみなす。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者の保険給付に関する事務の特例）

第九十二条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第一百五十八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事務は、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号の規定にかかわらず、国家公務員共済組合連合会が行う。

第百十四条の表改正後厚生年金令第八条の八第一項の項中

第四条の二の十一第一項	平成二十七年経過措置政令第百十四条の規定により読み替えられた第四条の二の十一第一項
（法」とあるのは「（法	法第八十四条の六第一項」とあるのは「法

法」と、

法第八十四条の六第一項」と、

を

第四条の二の十一第一項

平成二十七年経過措置政令第百十四条の規定により読み替えられた第四  
条の二の十一第一項

に改める。

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条の八に次の一項を加える。

3 平成二十七年から平成三十八年度までの間において法附則第二十三条の二の規定を適用する場合における第四条の二の十二の規定の適用及び第一項の規定により読み替えられた第四条の二の十三の規定の適用については、これらの規定中「の規定により計算した」とあるのは、「及び法附則第二十三条の二第一項の規定により計算した」とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イ中「二級」の下に「（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより第二十三条第八項の規定により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十五条第三項の規定が適用される場合には、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）」を加える。

第二十一条第三項第一号中「（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。  
 以下同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）を、「平成二十七年国共済経過措置政令」に改める。

第二十三条第一項の表第七十二条の二の項の前に次のように加える。

第二条	第八十一条第二	障害等級（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条
第三項	項に規定する障	害等級をいう。以下同じ。）
	害等級	

第二十三条第八項の表以外の部分中「第十五条」を「第十五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同項の表第五十一条第一項の項の前に次のように加える。

第十五	第一項の	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
-----	------	----------------------------------



<p>条第三 項</p>	<p>政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の</p>
------------------	--

第二十三条第八項の表第五十六条の項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「」及び「」という。）」を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四十九条」を「第四百四十九条の二」に改める。

第三章第六節中第四百四十九条の次に次の一条を加える。

（社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者に係る平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定の適用に関する特例）

第四百九条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第一百五十八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組合が」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会が」とする。

## 附 則

### （施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令第九十二条の二の規定及び第四条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第百四十九条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による退職年金若しくは減額退職年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職年金若しくは減額退職年金、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第百四十五号）による退職年金若しくは減額退職年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金（次項において「退職年金等」という。）

の受給権を有する者であつて、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金の受給権者であるものうち、次の各号のいずれにも該当する者が、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において、同項の申出があつたものとみなす。

- 一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日が施行日以後にある者
- 二 当該老齢厚生年金の請求をしていない者
- 三 改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者

2 この政令の施行の際現に、退職年金等の受給権を有する者であつて、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金の受給権者であるものうち、次の各号のいずれにも該当する者が、施行日以後に厚生年金保険

法施行令第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において、同項の申出があつたものとみなす。

- 一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した日が施行日前にある者
- 二 当該老齢厚生年金の請求をしていない者
- 三 改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者